

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	農業政策課	整理番号	3-12
許認可等の種類	信用事業の全部又は一部の譲渡の認可				
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第50条の2第3項				
許認可等の概要	信用事業を行う農業協同組合の信用事業の全部又は一部の譲渡の認可				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条第2項</p> <p>1 信用事業の全部又は一部の譲渡が、当該信用事業の譲渡を行う組合の地区における組合員(農業協同組合連合会にあっては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者)その他の利用者の利便に照らし、適当なものであること。</p> <p>2 信用事業の全部又は一部を譲り受ける組合が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない又は稀であるため)				
期間の制定根拠	—				